

長崎市における共生型サービスの基準の緩和について

	基準の概要	共生型サービスの長崎市独自基準	
訪問介護	提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	共生型訪問介護	設けない
通所介護 (地域密着型を含む)	提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	共生型通所介護 (地域密着型を含む)	設けない
短期入所生活介護 (介護予防を含む)	提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	共生型短期入所生活介護 (介護予防を含む)	設けない
	相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。		設けない
	指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。		設けない
	指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。		設けない
	指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。		設けない